

顕彰及び表彰規程 運用規則（安全衛生表彰）

令和2年6月10日 理事会決定

【抜粋】

（目的）

第1条 この運用規則は、顕彰及び表彰規程第3条第2項に基づき、安全衛生表彰の実施に必要な事項を定め、安全意識の向上と労働災害及び交通災害の防止に資することを目的とする。

（表彰の種類、表彰の対象者及び表彰要件）

第2条 表彰の種類、表彰の対象者及び表彰要件は、次の通りとする。

（1） 特別会長賞表彰の対象者及び表彰要件

イ 前年（1月1日から12月31日）に、公的機関（国又は都道府県若しくはそれと同等と認められる機関）から安全衛生に関わる表彰を受けた事業所及び従事者とする。

ロ 安全衛生推進者等として安全衛生業務に20年以上従事し、安全衛生方針の作成・周知、安全衛生に関する法的資格の取得及び安全衛生研修会等への積極参加等、安全衛生活動に顕著な功績を修めた従事者とする。

（2） 会長賞表彰の対象者及び表彰要件

安全衛生活動を積極的に実践し、第3条の推薦基準を満たす実績が3年間継続している事業所及び従事者とする。

（3） 安全衛生推進委員長賞表彰の対象者及び表彰要件

安全衛生活動を積極的に実践し、第3条の推薦基準を満たす実績が1年間継続している事業所及び従事者とする。

（表彰の推薦基準）

第3条 表彰の推薦基準は、後に掲げる別表の他、次の通りとし各号いずれの項目にも該当しなければならない。

（1） 前年、無災害（加害休業等を含め、重大災害及び休業災害が発生していないこと）であること、または度数率・強度率が定められた限界値以下の実績であること

（2） 前年、従事者が飲酒運転での交通事故及び取締りによる免許取消処分を受けていないこと

（3） 安全衛生法、労働基準法、道路交通法、道路運送法、貨物自動車運送事業法及びそれらの政令省令等の違反により、是正勧告等を受けていないこと

（4） 事業規模に相応した安全衛生活動の実践状況が次の通りであること

イ 安全衛生組織があり、安全管理者、安全運転管理者、運行管理者等必要とする管理者を置いていること

ロ 定期的に安全衛生委員会を開催していること

ハ 協会等の開催する安全衛生に関連する講習会等に従事者の参加実績があること

（表彰の推薦手続き）

第4条 表彰の推薦手続きは、正会員が行うものとし、所定の推薦書を指定する日までに本協

会事務局に提出するものとする。

(表彰の選考及び決定)

第5条 表彰の選考は、安全衛生推進委員会の審議を経た上で常任理事会において決定する。

附則

- 1 この運用規則は、平成26年1月1日より施行する。
- 2 表彰の選考に用いる用語、算出法、基準値等は、別表のとおりとする。
- 3 この運用規則は、令和2年6月10日より改正施行する。